

大津町立美咲野小学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 8 月

大津町立美咲野小学校

【目 次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・	1
2 学校の基本方針の内容・・・・・・・・	2
3 いじめの定義・・・・・・・・	2
4 いじめの理解・・・・・・・・	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止・・・・・・・・	4
(2) いじめの早期発見・・・・・・・・	5
(3) いじめへの対処・・・・・・・・	5
(4) 地域や家庭との連携について・・・・・・・・	6
(5) 関係機関との連携について・・・・・・・・	6
第2 いじめ防止等対策委員会の設置・・・・・・・・	7
1 目的・・・・・・・・	7
2 機能・・・・・・・・	7
3 構成等・・・・・・・・	7
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・	8
1 いじめの防止のための取組・・・・・・・・	8
(1) いじめの防止・・・・・・・・	8
(2) いじめの早期発見・・・・・・・・	9
(3) いじめの対処・・・・・・・・	9
(4) いじめの解消・・・・・・・・	10
2 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発生と調査・・・・・・・・	10
①重大事態の意味について・・・・・・・・	10
②重大事態の発生と報告・・・・・・・・	11
③重大事態に対する調査及び組織・・・・・・・・	11
(2) 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・	12
①いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供・・・・・・・・	12
②調査結果の報告・・・・・・・・	12
3 取組の評価等（PDCAサイクルについて）・・・・・・・・	12

大津町立美咲野小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず、また、いかなる場所においても決して許されるものではなく、学校のみならず、家庭、地域、その他教育に関わる全ての関係者がいじめは「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という共通認識に立ち、生命・身体に重大な事態を引き起こしうることを十分に理解し、総力を挙げて未然防止及び早期発見・対応に取り組まなければならない。特に近年の急速なデジタル化に伴うSNS上でのいじめは、外から見えにくく、24時間場所を問わずエスカレートする傾向にあり、これらへの迅速かつ適切な対応は最優先の課題である。

本校においては、職員が一丸となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、「徳・知・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道徳教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通じた心の教育を推進しているところである。

いじめは、こどもの健やかな成長を阻害し、人権を著しく侵害する重大な問題である。この問題に対して、こども基本法（令和4年法律第77号）の精神に則り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの意見を尊重しながら、社会全体でいじめに向き合う必要がある。

大津町立美咲野小学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、その健やかに成長する権利を著しく侵害し、時に生命、心身の安全を脅かすものである。したがって、いじめの防止等の対策は、教職員が児童一人一人の尊厳を強く自覚し、こどもを権利の主体として尊重し、その意見を大切にする姿勢で行われなければならない。こうした教職員の姿勢こそが、児童との確かな信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる土壌となる。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、こども自身の主体的な活動を重んじつつ、いじめは将来にわたりいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること、そしてその解決が社会全体の責務であることを、児童、教職員、保護者、地域住民等が十分に理解し、共有できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先にし、国、県、学校、家庭、地域その他の関係機関が緊密に連携することで、「こどもまんなか」の視点に立って、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校の基本方針の内容

学校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、子どもをきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。特に、周囲からはふざけ合いやいじりに見える行為であっても、被害側の児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認識し、迅速な組織的対応を開始しなければならない。見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目して判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。インターネット上の誹謗中傷等は、情報の拡散性が極めて高く、被害が深刻化・長期化しやすい特性がある。本人がその場にはいないときや、内容を直接知らないときであっても、周囲に情報が広まっている場合は、被害の未然防止及び拡大防止の観点から、組織として速やかに適切な指導・措置を講じるものとする。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。加えて、いじめは不登校の要因の一つとなり得るため、児童の欠席、遅刻、早退や体調不良、学業成績の急落等を認知した際は、その背景にいじめがないかを常に疑い、迅速な実態把握と組織的な調査を行わなければならない。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

また、加害児童への対応についても、単なる指導に終わらせるのではなく、当該児童が抱えている家庭環境、ストレス、発達上の課題等の背景的要因に目を向ける必要がある。加害行為の背景を理解した上で、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携

し、必要な支援や粘り強い指導を行うことで、再発防止と健全な育成を図らなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国籍の児童等）があることを踏まえ、多様な属性を持つ児童への偏見や差別を解消する教育を組織的に推進する。学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このために、関係者が一体となって、下記の内容を継続的に行う。

記

- 全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 自他の意見や能力に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力を養う。
- ICT（1人1台端末等）を適切に活用し、ネットリテラシー教育を充実させるとともに、情報モラルやデジタル・シチズンシップの視点に基づき、デジタル空間における健全な人間関係の構築を支援する。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努める。
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭に認識を広め、地域住民、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童は多感であり、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど踏み込んだ対応が求められる。ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考えて、早い段階からの的確に関わりを持ち、

いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。特に、1人1台端末を活用したデジタルアンケートや相談アプリ等の導入を推進することで、児童が心理的障壁を感じることなく、リアルタイムにSOSを発信できる環境を整備する。併せて、夜間や休日を含め、児童がいつでもどこからでも相談できる環境を構築し、相談窓口の多層化を図るものとする。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。その際、学校は被害児童が安心して教育を受けられる環境を最優先に確保しなければならない。また、本人の不安が強い場合には、本人の意向を尊重しつつ、必要に応じて別室登校やICTを活用したオンラインによる学習支援など、学びを止めないための柔軟かつ多角的な措置を講じる。

こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域住民との連携が必要である。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、学校運営協議会等で、いじめの問題について協議する機会を設け、あるいは「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域住民と連携した対策を推進することが期待される。

特に、いじめ事案への対応にあたっては、学校と保護者の信頼関係が不可欠である。保護者が抱える不安や疑問に対し、学校は誠実かつ迅速な情報共有を行いながら、い

じめの解決に向けた対等なパートナーとしての信頼関係の構築に努めなければならない。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、コミュニティスクールや地域学校協働活動等を通して、学校、家庭及び地域住民が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や町教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童や家庭へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

特に、いじめの内容が暴力、傷害、恐喝、名誉毀損等の犯罪行為に該当すると疑われる場合は、学校だけで抱え込まず、早期に警察署へ相談・通報することを原則とする。また、重大事案が発生、またはその疑いがある場合には、速やかに町教育委員会と連携し、第三者を含む調査組織や外部専門家との円滑な協力体制を整え、事案の解決及び再発防止に努めなければならない。

第2 いじめ防止等対策委員会の設置

1 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は、「美咲野小学校いじめ防止等対策委員会」とする。

2 機能

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・ 外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・ 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・ 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

3 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・ 学校の管理職や主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、いじめ情報集約担当者などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。
- ・ 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を年間2回は実施する。

構成員	校内	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、いじめ情報集約担当者（令和8年度 高木・甲斐）、当該学級担任
	外部専門家等	スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

緊急事態が発生した時は、その適切な処置をとるとともに情報を教頭に集約する。
また、「拡大いじめ防止対策委員会」を開催し、敏速な対応を行う。

拡大いじめ防止等対策委員会	
「いじめ防止対策委員会」の構成員の他にPTA会長、大津警察署生活安全課スクールサポーター、大津町子育て支援課、大津町学校教育課	

第3 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止のための取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

（1）いじめの防止

① いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ根絶強化月間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。

イ 年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ 教職員による指導死や、不適切な指導、特定の児童生徒への揶揄等がいじめを誘発・深刻化させることを深く認識し、教職員の人権意識を高めるための事例研究型研修を充実させる。併せて、学校における言語環境の整備に努め、不適切な発言を見逃さない教職員の育成を図る。

（その他、教職員研修の充実、体験活動の提供、人権教育を根幹とした道德教育の推進等を継続的に実施する。）

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

イ いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。

ウ 学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実を図る。

エ さまざまな体験活動と読書活動の充実を図る。

オ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。

カ SNS等でのいじめをしない、させない環境づくりに加え、デジタル空間での正しい振る舞いや情報の主体的な活用を学ぶデジタル・シチズンシップ教育を

推進する。また、児童が主体となってネット上のルールを話し合い、策定する取組を推進する。

③ いじめが起きにくい集団の醸成

ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。

イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。

エ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。

オ 主体的・対話的で深い学びが推奨される中、授業に対する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等を見逃さない。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

(2) いじめの早期発見

① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。必要に応じタブレット端末を活用した「WEBアンケート」や「SOS発信アプリ」等を導入し、児童が周囲の目を気にせず、リアルタイムに悩みを送信できる環境を整備する。また「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」の相談機関を周知し、子どもがいつでも相談できる体制を整備する。

② いじめについて児童や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。

③ 教員は日常的に児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。

④ 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。

⑤ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

⑥ 「子どもを見つめる会」を定期的に行い、欠席日数、保健室の利用頻度、学業成績の変化等のデータを組織的に確認し、いじめの予兆を早期に把握する。また、全職員で配慮を要する児童について現状や指導についての情報交換及び対処についての協議を行う。

⑦ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体と連携を促進し、コミュニティ・スクールの取組を推進し、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。また、教育相談体制を充実させるとともに、児童の援助希求能力を向上させる。「SOSの出し方に関する教育」を推進し、スクールカウンセラー等の専門家を効果的に活用する。

(3) いじめへの対処（学校への指導も含む）

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。

ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② いじめの事実確認と報告

- ア いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実確認を速やかに行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- イ 事実確認の過程において、複数の情報に齟齬が生じないように、詳細な聞き取りを行い、正確に記録する（ＩＣレコーダー等の使用も含む）。
- ウ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- エ いじめの行為が犯罪と思われる場合は、「教育的配慮」を理由に報告を遅らせたり抱え込んだりすることなく、適切かつ迅速に警察と連携する。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- イ 被害児童の安全を最優先し、本人の希望や状況に応じて「別室登校」や「オンライン授業の提供」など、学習機会を保障するための柔軟な措置を講じる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
- イ はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- エ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- オ 加害児童に対しては、毅然とした指導を行うとともに、その背景にある家庭環境や心理的課題を把握するため、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）や外部専門機関との連携を強化し、継続的な支援と助言を行う。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ア パスワード付きサイトやＳＮＳ等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- イ インターネット上のいじめに対しては、ネットパトロールの結果を活用し、ＳＮＳ等の危険性を児童及び保護者に正しく伝えた上で、迅速に対応する。

（４） いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消の判断には、以下の要件を満たす必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ア 被害者に対する心理的・物理的な影響（インターネット経由を含む）が止んでいる状態が、少なくとも３か月継続していること、特にＳＮＳ上の誹謗中傷については、当該投稿の削除が確認され、かつ情報の拡散が収束していることを判断要件に含める。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ア 被害児童本人及び保護者に対し、面談等で苦痛を感じていないか確認を行う。「解消」と判断した後も、定期的な面談やアンケートを継続し、リバウンド（再発）の防止に努めるとともに、「解消＝支援の終了」ではないことを組織全体で共有する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

①意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発病した場合

同条第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、「連続して7日以上」や「月の欠席が相当数に及ぶ」など、児童の心身の変調が著しい場合には、日数の充足を待たずに重大事態の疑いを持って、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として受理し、速やかに報告・調査等を開始しなければならない。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、組織的に事態を軽視・隠蔽することのないよう、調査をしないまま重大事態ではないと断言することを厳に慎む。

② 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

③ 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。学校が調査主体となる場合は、「美咲野小学校いじめ防止等対策委員会」が調査を行う。

イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、説明を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

調査項目においては、SNS上の投稿、メッセージのやり取り、画像・動画等のデジタルデータについても、改ざんや消去を防ぐため、早期に証拠保全を行うよう努める。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合は、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。調査期間中であっても、被害児童生徒の「教育を受ける権利」を保障し、安心して学習を継続できるよう、オンライン授業、学習プリントの提供、別室登校、または本人の意向を尊重した他校への通学（区域外就学）の検討など、柔軟かつ適切な教育的措置を優先的に講じる。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で経過を報告することとする。

調査により作成された報告書については、被害児童及びその保護者に提供することを原則とする。他の児童のプライバシー保護に配慮しマスキング（黒塗り）を行う場合であっても、「いつ、どこで、誰が、何をしたか」という事実関係が不明確にならないよう、必要最小限にとどめなければならない。「個人情報保護」を理由に、事実を隠蔽したり情報の提供を拒んだりすることは、厳に慎むべきである。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、町教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行い、被害者側の納得性を高めるよう努める。

② 調査結果の報告

学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会に報告する。

3 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- （１）学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- （２）確認して入れる

改訂履歴

初版	平成 26 年 2 月 1 日
第 2 版	令和 2 年 4 月 1 日
第 3 版	令和 3 年 4 月 1 日
第 4 版	令和 5 年 4 月 1 日
第 5 版	令和 7 年 4 月 1 日
第 6 版	令和 8 年 8 月 1 日